管理監督職マネジメント研修等業務委託　プロポーザル実施要領

1　契約の目的

主幹級・副主幹級・主任主査級職員が、職位に求められる役割と責任を理解し、市民・現場起点で組織目標達成、人材育成、業務改善及びリスク対応を実践する知識・スキルを習得するとともに、勤務実績に課題のある職員への支援を通じて組織力の維持・向上を図るため。

2　契約の概要

・行政職・消防職・教育保育職の管理監督職員への研修の企画、テキストの作成、集合研修の実施、必要に応じて事前学習・事後学習の実施。

・勤務実績に課題のある職員への職務遂行能力向上を図るための支援の実施。

3　提案限度額

９，２００，０００円（消費税込み）

4　参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

（１）公告日において、令和８・９年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

上記書類は、公告日において発行日から３か月以内のものとする。

（２）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。

（３）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（４）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

（５）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

（６）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人

的関係がないこと。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

（７）公告日において、令和３年４月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。以下「官公庁」という。）において、１件当たりの税込金額３００万円以上のマネジメント研修等業務を元請として履行実績を有する者であること。ただし、同一組織、同一年度において当該業務を履行した実績がある場合に限り、各契約の金額が参加資格を満たしていない場合でも、合計金額で参加要件の確認を行う。

※マネジメント研修等業務

・管理監督職を対象とし、マネジメント、人材育成、組織開発、業務改善又はリスクマネジメントのいずれかを主要テーマとする研修

管理監督職の各階層をまとめて行う研修も可

・勤務実績がよくないと認定された職員について、人事評価制度に基づいた自己の現状とあるべき姿を認識するとともに、職位に応じた職務遂行能力の習得を目指すための支援も行い、組織力の維持向上を実現する研修

５　選考日程

（１） 全体スケジュール

１１月　２日（月）　業者選定審査会による方式の決定
１１月　４日（水）　事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
１１月　４日（水）　業務説明資料等の交付開始
１１月１７日（火）　参加表明書の受付期限・質問の受付期限
１１月１８日（水）　参加資格確認通知書の送付
１１月２０日（金）　質問の回答期限
１１月２７日（金）　提案書等の提出期限
１２月　３日（木）　ヒアリング実施及び選考委員会開催
１２月　４日（金）　選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
１月１２日（火）　予定　業者選定審査会による業者の決定
１月２０日（水）　予定　見積徴取
１月２８日（木）　予定　契約締結

（２）ヒアリング

ア　日時　　令和８年１２月３日（木）　午前９時～正午のうち指定する２５分間
イ　場所　　豊田市役所　東６５会議室（東庁舎６階）
ウ　備考　　（ア）　提出された企画書等に基づき１社２５分（説明１０分、質疑応答１５分）のヒアリングを行う。
（イ）　説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
（ウ）　プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

（エ）　場合によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

（オ）全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6　選考委員

委員長	総務部	副部長	大久保　英幸
委員	中京大学　総合政策学部	学部長	今井　良幸
	企画政策部	副部長	粕谷　忠弘
	人事課	課長	伊藤　亮
	消防本部　総務課	課長	都築　賢治

7　提案書等の提出書類

Ａ４サイズ片面６枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本１部、副本６部）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（１）業務経歴

研修業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

（２）業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、業務実績、現在の手持ち業務

（３）業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

（４）本業務への提案や意見

（５）工程計画

（６）見積書及び積算内訳書（１部）

8　評価基準

（１）下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア　業務経歴等（８０点）【事務局評価】

（ア）研修業務の実績（１０点）

過去３年間の官公庁におけるマネジメント研修業務の受託実績

（イ）研修設計者（２０点）

研修設計者の経歴、業務実績

（ウ）研修講師　（２５点）

講師の経歴、業務実績

（エ）職務遂行能力向上支援の実績（５点）

（オ）職務遂行能力向上支援者　（２０点）

支援者の業務経歴、業務実績

イ　業務実施計画等（７５点）【審査委員評価】

（ア）業務実施方針（１５点）

（イ）本業務についての提案・意見（５５点）

（ウ）工程計画（５点）

ウ　価格（４５点）【事務局評価】

※評価点（５００点）＝ア（業務経歴（８０点））＋イ（業務実施計画（７５点）×５人）＋ウ（価格（４５点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（２）価格評価について

価格点は、総合点５００点満点のうち４５点を満点とし、基本的に以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点 ＝ ４５点満点（価格点数） × （最低見積金額÷見積提示金額）

（３）最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

（４）提案者が一者の場合でも、最低基準点（２５０点）に達しない者は契約の相手方として特定しない。

９　その他

（１）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

（２）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

（４）次に掲げる提案は無効とする。

ア　公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ　見積金額が提案限度額を超える提案

ウ　提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ　市が示した条件に違反した提案

オ　選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

（５）提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

（６）提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成１０年条例第３４号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

（７）最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

（８）最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア　プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ　提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ　契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ　本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

（９）前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

（１０）本契約の履行結果が優良な場合、令和１１年度まで管理監督職マネジメント研修等業務委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

（１１）全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

別表

資本関係又は人的関係について

（１）資本関係	①　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
（２）人的関係	①　一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に揚げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1）株式会社の取締役。ただし、次に揚げる者を除く。 イ　会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ　会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ　会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ　会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4）組合の理事 5）その他業務を執行する者であって、1）から 4）までに揚げる者に準ずる者 ②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
（３）その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。